

那須塩原市牛乳等による那須塩原駅周辺活性化事業補助金 募集要領

1 趣旨

那須塩原市が生乳産出額で全国第2位であることから、那須塩原駅周辺地域で牛乳等（生乳から生産された牛乳及び乳製品をいう。）の消費拡大・普及促進に寄与するイベントを開催するための費用を補助することで、那須塩原駅周辺地域のにぎわいを早期に創出する。

また、早期の自立を意識したイベントとすることで、長期継続し、馴染みのあるイベントとなるように補助金を交付する。

※ 那須塩原駅周辺とは、大原間西1丁目（那須塩原市営那須塩原駅西口駐車場を除く。）、方京1丁目、方京2丁目、沓掛1丁目、沓掛2丁目、前弥六南町及び那須塩原駅東口広場をいう。

2 募集要項

- (1) 申請受付期間 催事を実施する年度の前年度の1月4日から2月末日まで（延長する場合がある。）（継続した採択を保証するものではない。）

※ 書類の提出はメールとし、必要に応じてヒアリングを実施する。

【提出先メールアドレス】 noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp

- (2) 送付資料

- ① 補助金申請書（那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）様式第1号）
- ② 補助金交付概要書（那須塩原市補助金交付規則様式第2号）
- ③ 事業計画書（那須塩原市補助金交付規則様式第3号）
- ④ 収支予算書（那須塩原市補助金交付規則様式第4号）
- ⑤ 個人の場合は、住民票（任意団体の場合は、代表者の住民票、団体規約及び名簿）
- ⑥ 令和13（2031）年度までの催事の構想をまとめた資料（任意様式）
- ⑦ 同意書（市課税課への照会（納税状況）、警察への照会（暴力団員でないことの確認）、不正が発覚した際の返金）（別紙1）

3 補助対象経費

- (1) テント、音響設備、仮設トイレ、ごみ箱等の運営用設備のレンタル費用
- (2) 牛乳等の購入費用（販売の用に供するものを除く。）
- (3) ポスター、チラシ、インターネット広告等の催事の広告費用
- (4) 交通整理員、交通誘導員等の安全管理費用
- (5) 交通規制、道路使用等の申請手数料
- (6) 催事の目的、価値観、デザイン等を共有するための会議費用（食糧費を除く。）
- (7) 出展者相互協力による新商品開発費用
- (8) ボランティアスタッフに対する謝金及び食糧費

4 補助金の額

- (1) 令和8年度は補助対象経費の合計額の50%とする。上限は150万円とする。
- (2) 令和9年度は補助対象経費の合計額の25%とする。上限は150万円とする。
- (3) 令和10年度は補助対象経費の合計額の10%とする。上限は150万円とする。
- (4) 複数の申請があった場合は、各申請者と協議し、選考の上交付金額を決定する。この場合でも、補助率及び補助金額の合計は、前各号の規定を上回れない。
- (5) 社会状況により、上限額が変動する場合がある。

※ 例えば、テントのレンタル費用と会議費で毎年500万円を支出した場合は、令和8年度は150万円、令和9年度は125万円、令和10年度は50万円の補助金となる。

5 その他

会場の地権者、近隣住民、駅利用者、関係団体、他のイベント、エリアコンセプト等に配慮した計画になっていることを確認する。

イベント会場対象範囲



同 意 書

那須塩原市長 様

那須塩原市牛乳等による那須塩原駅周辺活性化事業補助金の交付申請に当たり、次の項目に関して同意します。

- 1 市税の納付状況を調査すること。
- 2 暴力団関係者データベースへの登録状況を調査すること。
- 3 補助金を他の用途に使用し、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなった時に交付を受けた補助金を返還すること。

年 月 日

申請者 住所

氏名

電話

※同意する者が自ら署名を行うこと。